

## 養父市記者発表資料（資料配布）

養父市記者発表資料（資料配布）			資料番号
発表日	担当部課（室）名	電話（内線）	発表者職氏名 （担当者職氏名）
12月4日（月）	経営企画部 経営総務課	079-662-3161 （1219）	課長 和田久仁彦 （主幹 羽渕 裕之）

### 第120回養父市議会定例会における追加議案について

第120回養父市議会定例会において上程する追加議案は、下記のとおりです。

#### 記

- 1 議案 第120回養父市議会定例会追加議案送致目録のとおり
- 2 その他 議案は全てメールで送信し、郵送しませんをご了承ください。

# 第120回養父市議会定例会 追加議案送致目録

令和5年12月12日

議案番号	案 件 名
議案第86号	養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第87号	令和5年度養父市一般会計補正予算（第7号）

## 提 案 理 由

議案第86号 養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

理 由 本件は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が令和5年5月19日に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）が令和5年7月20日に、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第60号）が令和5年7月24日にそれぞれ公布され、いずれも令和6年1月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は、令和6年1月1日からである。

### 【改正内容】

出産する又は出産した国保被保険者の産前産後期間に係る所得割及び被保険者均等割を減額するもの

議案第87号 令和5年度養父市一般会計補正予算（第7号）

理 由 本件は、国の経済対策に係る事業を実施する経費等の補正を行うものである。

## 議案第86号

### 養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月12日提出

養父市長 広瀬 栄

## 養父市条例第 号

### 養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

養父市国民健康保険税条例（平成16年養父市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第21条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
  - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割

額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
  - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
  - 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の養父市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第86号 養父市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>

現 行	改 正 案
	<p>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (出産被保険者に係る届出)</p> <p>第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</p> <p>(3) 出産の予定日</p> <p>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</p> <p>(5) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</p>

現 行	改 正 案
	<p>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</p> <p>(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</p> <p>(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</p> <p>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</p>

**議案第87号**

**令和5年度養父市一般会計補正予算（第7号）**

令和5年度養父市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ293,108千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,153,752千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年12月12日提出

養父市長 広瀬 栄

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税		8,968,082	25,639	8,993,721
	1. 地方交付税	8,968,082	25,639	8,993,721
14. 国庫支出金		2,081,426	264,469	2,345,895
	2. 国庫補助金	925,098	264,469	1,189,567
15. 県支出金		1,401,311	3,000	1,404,311
	2. 県補助金	729,707	3,000	732,707
歳入	合計	21,860,644	293,108	22,153,752

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,163,211	4,610	4,167,821
	1. 総務管理費	3,958,463	4,610	3,963,073
3. 民生費		4,926,929	186,969	5,113,898
	1. 社会福祉費	3,003,417	185,436	3,188,853
	2. 児童福祉費	1,603,625	1,533	1,605,158
6. 農林水産業費		991,627	19,896	1,011,523
	1. 農業費	760,126	19,896	780,022
7. 商工費		698,343	78,215	776,558
	1. 商工費	418,772	78,215	496,987
10. 教育費		2,153,965	3,418	2,157,383
	5. 保健体育費	852,329	3,418	855,747
歳出	合計	21,860,644	293,108	22,153,752

## 第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	生活安全推進事業費	3,000
7. 商工費	1. 商工費	商工振興事業費	78,215

# 歳入歳出予算事項別明細書

## 1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
10. 地方交付税	8,968,082	25,639	8,993,721
14. 国庫支出金	2,081,426	264,469	2,345,895
15. 県支出金	1,401,311	3,000	1,404,311
歳入合計	21,860,644	293,108	22,153,752

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 総務費	4,163,211	4,610	4,167,821
3. 民生費	4,926,929	186,969	5,113,898
6. 農林水産業費	991,627	19,896	1,011,523
7. 商工費	698,343	78,215	776,558
10. 教育費	2,153,965	3,418	2,157,383
歳出合計	21,860,644	293,108	22,153,752

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3,818			792
185,436			1,533
			19,896
78,215			0
			3,418
267,469			25,639

## 2. 歳入

### (款) 10. 地方交付税

### (項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	8,968,082	25,639	8,993,721
項計	8,968,082	25,639	8,993,721

### (款) 14. 国庫支出金

### (項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	491,566	264,469	756,035
項計	925,098	264,469	1,189,567

### (款) 15. 県支出金

### (項) 2. 県補助金

1. 総務費県補助金	44,611	3,000	47,611
項計	729,707	3,000	732,707

歳入合計	21,860,644	293,108	22,153,752
------	------------	---------	------------

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 地 方 交 付 税	25,639	普通交付税 25,639

1. 総務管理費補助金	264,469	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 264,469

1. 総務管理費補助金	3,000	自動録音機能付電話機普及促進事業補助金 3,000

--	--	--

### 3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6. 企画費	854,442	1,610	856,052	818			792
7. 交通安全対策費	18,810	3,000	21,810	3,000			
項 計	3,958,463	4,610	3,963,073	3,818			792

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	591,082	185,436	776,518	185,436			
項 計	3,003,417	185,436	3,188,853	185,436			

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

2. 児童福祉施設費	1,134,137	1,533	1,135,670				1,533
項 計	1,603,625	1,533	1,605,158				1,533

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

3. 農業振興費	277,020	19,896	296,916				19,896
項 計	760,126	19,896	780,022				19,896

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

2. 商工振興費	388,472	78,215	466,687	78,215			
----------	---------	--------	---------	--------	--	--	--

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10. 需 用 費	500	自治体D X推進事業費	1,610
11. 役 務 費	610	印刷製本費	500
12. 委 託 料	500	郵券料	610
		電算処理業務委託料	500
18. 負担金、補 助及び交 付 金	3,000	生活安全推進事業費	3,000
		自動録音機能付電話機普及促進事業補助金	3,000

1. 報 酬	165	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費	
8. 旅 費	5		185,436
10. 需 用 費	460	会計年度任用職員報酬	165
11. 役 務 費	1,076	費用弁償（会計年度任用職員）	5
18. 負担金、補 助及び交 付 金	4,530	印刷製本費	218
		消耗品費	242
		郵券料	794
19. 扶 助 費	179,200	振込手数料	282
		南但広域行政事務組合負担金	4,530
		電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金	179,200

10. 需 用 費	1,533	公立認定こども園等運営事業費	1,533
		給食材料費	1,533

10. 需 用 費	143	経営所得安定対策等実施事業費	19,896
11. 役 務 費	400	印刷製本費	143
12. 委 託 料	236	郵券料	400
18. 負担金、補 助及び交 付 金	19,117	シルバー人材センター委託料	236
		米生産農家経営継続支援補助金	19,117

11. 役 務 費	768	商工振興事業費	78,215
12. 委 託 料	1,000	郵券料	768

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
※ 商工振興費							
項 計	418,772	78,215	496,987	78,215			

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 保健体育費

3. 学校給食施設費	238,584	3,418	242,002				3,418
項 計	852,329	3,418	855,747				3,418

歳出合計	21,860,644	293,108	22,153,752	267,469	0	0	25,639
------	------------	---------	------------	---------	---	---	--------

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18. 負担金、補助及び交付金	76,447	事業運営委託料 1,000 商品券等利用分負担金 76,447

10. 需用費	3,418	学校給食管理運営事業費 3,418 給食材料費 3,418

--	--	--

# 給 与 費 明 細 書

## 2 一般職

### (1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	322 (317)	490,384	1,171,252	724,736	2,386,372	419,269	2,805,641	
補 正 前	322 (317)	490,219	1,171,252	724,736	2,386,207	419,269	2,805,476	
比 較		165			165		165	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備考	
職員 手当 等の 内訳	補 正 後	34,874	38,433	307	25,254	13,650	329,070	178,351	99,683	1,551	3,563	
	補 正 前	34,874	38,433	307	25,254	13,650	329,070	178,351	99,683	1,551	3,563	
	比 較											

### イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	59 (311)	490,384	154,605	121,396	766,385	93,555	859,940	
補 正 前	59 (311)	490,219	154,605	121,396	766,220	93,555	859,775	
比 較		165			165		165	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備考
職員 手当 等の 内訳	補 正 後			4,868		109,960		5,967	601		
	補 正 前			4,868		109,960		5,967	601		
	比 較										

### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備考
報酬	165	その他の増減分	165	会計年度任用職員 165千円

令和5年度一般会計補正予算(第7号)事業一覧

(単位:千円)

款	項	目	事業名称	補正額	財源内訳					備考
					国	県	地方債	その他	一般財源	
<b>【総務費】</b>				4,610	818	3,000	0	0	792	
2	1	6	自治体DX推進事業費	1,610	818				792	全市民が保有する「やっふるカード」の作成経費等の増額
2	1	7	生活安全推進事業費	3,000		3,000				65歳以上の高齢者が居住する世帯に対し、自動録音機能付固定電話機の購入費を補助
<b>【民生費】</b>				186,969	185,436	0	0	0	1,533	
3	1	1	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費	185,436	185,436					国の物価高騰対策に係る低所得世帯(令和5年度住民税等非課税世帯)に対する1世帯あたり7万円の給付
3	2	2	公立認定こども園等運営事業費	1,533					1,533	物価高騰等に伴う給食材料費の増額
<b>【農林水産業費】</b>				19,896	0	0	0	0	19,896	
6	1	3	経営所得安定対策等実施事業費	19,896					19,896	農業生産資材等の価格高騰等の影響を受ける米生産農家に対して補助金を交付
<b>【商工費】</b>				78,215	78,215	0	0	0	0	
7	1	2	商工振興事業費	78,215	78,215					全市民が保有する「やっふるカード」を活用し、1人あたり3,500円のデジタルクーポンを付与
<b>【教育費】</b>				3,418	0	0	0	0	3,418	
10	5	3	学校給食管理運営事業費	3,418					3,418	物価高騰等に伴う給食材料費の増額
合計				293,108	264,469	3,000	0	0	25,639	

令和5年度

一般会計補正予算  
(第7号)

実施計画書

## 実施計画書（補正予算）

事業名		自治体DX推進事業費			単位事業名						
まちづくり計画	柱	「公共」_様々な「公共」が地域を豊かにするまち						ページ番号			
	施策	3-2_デジタル技術の積極的な活用（情報社会）									
	10年後の数値目標①	新たな雇用創出数	65人/年	10年後の数値目標②	若者が希望を持てる養父市だと思う人の割合	90%					
	個別計画										
	横断的行動指針 (SDGs)	5	ジェンダー平等を実現しよう			9	産業と技術革新の基盤をつくろう				
	11	住み続けられるまちづくりを			7	エネルギーをみんなに、そしてクリーンに					
実施主体		養父市			担当課	経営企画部 デジタルファースト課					
会計区分		コード	1	一般会計			当初補正区分	補正予算			
予算費目		款	2	総務費		項	1	総務管理費	目	6	企画費
根拠法令等		<p>・デジタル手続法 ・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律 ・デジタル社会形成基本法</p>									
事業目的	対象	市民									
	背景と目的	<p>電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援を迅速に行うため、本年度実施したデジタルクーポン事業の仕組を活用する。</p>									
事業内容	事業概要または補正の内容	<p>本年夏に実施したデジタルクーポン事業の名簿を最新のものに更新する。 併せて、やっふるカードを紛失した者に再発行するため、予備カードを製作する。</p> <p>(1) 名簿更新委託料 500千円 (2) 予備やっふるカード制作 500千円 (2,500枚) (3) 特定記録郵券料 244円×2,500枚=610千円</p> <p>【歳入】 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国） 818千円</p>									
	区分	既決予算（千円）			補正予算（千円）			予算総額(千円)			
事業費		15,031			1,610			16,641			
財源内訳	一般財源	6,531			792			7,323			
	国支出金	0			818			818			
	県支出金	0			0			0			
	地方債	0			0			0			
	その他	8,500			0			8,500			

## 実施計画書（補正予算）

事業名		生活安全推進事業費			単位事業名				
まちづくり計画	柱	「公共」_様々な「公共」が地域を豊かにするまち						ページ番号	
	施策	3-4_安全安心なまちづくりの推進（生活基盤）							
	10年後の数値目標①	新たな雇用創出数 65人/年	10年後の数値目標②	若者が希望を持てる養父市だと思う人の割合 90%					
	個別計画								
	横断的行動指針 (SDGs)	11	住み続けられるまちづくりを			16	平和と公正をすべての人に		
実施主体	養父市			担当課	市民生活部 市民課				
会計区分	コード	1	一般会計			当初補正区分	補正予算		
予算費目	款	2	総務費		項	1	総務管理費		
	目			7	交通安全対策費				
根拠法令等	養父市生活安全の推進に関する条例ほか								
事業目的	対象	養父市民							
	背景と目的	<p>特殊詐欺被害が増加している。犯人からのアプローチはそのほとんどが電話連絡によるもので、高齢者が被害者の約8割を占めている状況にある。被害を未然に防ぐためには、迷惑電話防止機能付電話機等の活用が効果的であるため、自動録音機能付き電話機の購入を推進する。</p>							
事業内容	事業概要または補正の内容	<p>65歳以上の高齢者世帯、又は65歳以上の高齢者が属する世帯に対し、自動録音機能付き固定電話の購入費を補助する。</p> <p>補助対象経費：自動録音機能付き固定電話機の購入費用          補助率：対象経費の10/10以内          補助金の上限：10,000円          補助予定件数：300件          予算額：3,000千円</p> <p>【歳入】          自動録音機能付電話機普及促進事業補助金（県） 3,000千円</p>							
	区分	既決予算（千円）		補正予算（千円）		予算総額（千円）			
事業費	4,770		3,000		7,770				
財源内訳	一般財源	4,530		0		4,530			
	国支出金	0		0		0			
	県支出金	240		3,000		3,240			
	地方債	0		0		0			
	その他	0		0		0			

## 実施計画書（補正予算）

事業名		電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費			単位事業名	物価高騰対応重点支援給付金給付事業					
まちづくり計画	柱	「市民」_アクティブに自分らしく暮らすまち						ページ番号			
	施策	1-2_生涯健康的に過ごすことができる環境（健康福祉）									
	10年後の数値目標①	転入者数 630人		10年後の数値目標②	養父市に住み続けたいと思う人の割合 90%						
	個別計画										
	横断的行動指針 (SDGs)	1	貧困をなくそう			8	働きがいも経済成長も				
実施主体		養父市			担当課	健康福祉部 社会福祉課					
会計区分		コード	1	一般会計			当初補正区分	補正予算			
予算費目		款	3	民生費		項	1	社会福祉費	目	1	社会福祉総務費
根拠法令等											
事業目的	対象	令和5年度住民税非課税世帯(約2,500世帯)									
	背景と目的	デフレ完全脱却のための総合経済対策 物価高対策による国民負担の緩和として、低所得世帯に対する計10万円の所得支援を行い、厳しい状況にある生活者の支援を行うもの									
事業内容	事業概要または補正の内容	<p>物価高騰の影響を受けた低所得世帯（令和5年7月～10月にかけて3万円給付を行った世帯）に対し7万円の給付を行う</p> <p><b>【歳出】</b>          物価高騰対応重点支援給付金給付事業          ○事務費（6,236千円）          報酬165千円（会計年度任用職員報酬165千円）、旅費5千円（費用弁償（会計年度任用職員）5千円）、需用費460千円（印刷製本費218千円、消耗品費242千円）、役務費1,076千円（郵券料794千円、振込手数料282千円）、負担金4,530千円（南但広域行政事務組合負担金4,530千円）          ○事業費 179,200千円          扶助費179,200千円（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金179,200千円）</p> <p><b>【歳入】</b>          物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国） 185,436千円</p>									
	区分	既決予算額（千円）			補正予算額（千円）			予算総額(千円)			
事業費		81,250			185,436			266,686			
財源内訳	一般財源	0			0			0			
	国支出金	81,250			185,436			266,686			
	県支出金	0			0			0			
	地方債	0			0			0			
	その他	0			0			0			

## 実施計画書（補正予算）

事業名		公立認定こども園等運営事業費		単位事業名				
まちづくり計画	柱	「地域」_つながりを力に開かれたコミュニティがあるまち					ページ番号	
	施策	3-1_地域の価値を生かした仕事づくり（価値創造）						
	10年後の数値目標①	出生数 150人		10年後の数値目標②	暮らしのなかで異なる世代の人とつながり・つきあいがある人の割合 90%			
	個別計画							
	横断的行動指針 (SDGs)	3	すべての人に健康と福祉を		4	質の高い教育をみんなに		
実施主体		養父市		担当課	教育部 こども学び課			
会計区分		コード	1	一般会計		当初補正区分	補正予算	
予算費目		款	3	民生費		項	2	
予算費目				児童福祉費		目	2	
根拠法令等		養父市幼保連携型認定こども園設置条例、養父市認定こども園管理運営規則 養父市保育所設置条例、養父市保育所管理運営規則						
事業目的	対象	市内公立こども園等児童、職員						
	背景と目的	電気・ガス・食料品等の物価高騰により市内公立こども園等の給食材料費においても高騰が続く中、引き続き安定した給食提供を継続するため。						
事業内容	事業概要または補正の内容	<p>①食料品等価格高騰重点支援として実施する市単独事業 公立こども園等保育施設に対する食料品価格の高騰分として補正するもの。 当初予算では食料品の消費者価格指数の上昇率を4.5%と見込んでいたが、9月現在15%の上昇率となっており、後期にかけて急激な値上がりとなっているため、差分の10.5%を増額する。（10～3月分）</p> <p>②積算根拠 3歳未満児 1食あたり単価200円×差分10.5%×食数（10～3月分） 156×134人=438,984 3歳以上児 1食あたり単価180円×差分10.5%×食数（10～3月分） 156×371人=1,093,856 合計1,532,840円</p> <p>【歳出】 需用費 - 給食材料費 1,533千円</p>						
	区分	既決予算（千円）		補正予算（千円）		予算総額(千円)		
事業費		392,763		1,533		394,296		
財源内訳	一般財源	343,134		1,533		344,667		
	国支出金	722		0		722		
	県支出金	5,016		0		5,016		
	地方債	0		0		0		
	その他	43,891		0		43,891		

## 実施計画書（補正予算）

事業名		経営所得安定対策等実施事業費			単位事業名	米生産農家経営継続支援補助金			
まちづくり計画	柱	「地域」_つながりを力に開かれたコミュニティがあるまち					ページ番号		
	施策	2-3_次代を拓く農林業の推進（農林業）							
	10年後の数値目標①	出生数 150人		10年後の数値目標②	暮らしのなかで異なる世代の人とつながり・つきあいがある人の割合 90%				
	個別計画								
	横断的行動指針 (SDGs)	2	飢餓をゼロに			8	働きがいも経済成長も		
	11	住み続けられるまちづくりを			15	陸の豊かさを守ろう			
実施主体		養父市			担当課	産業環境部 農林振興課			
会計区分		コード	1	一般会計			当初補正区分	補正予算	
予算費目		款	6	農林水産業費		項	1	農業費	
目				目	3		農業振興費		
根拠法令等									
事業目的	対象	市内の米生産農家							
	背景と目的	<p>農業生産資材や原油価格の高騰に加え、猛暑による収量減・等級落ちにより負担が増加した米生産農家に対し、経営規模にかかわらず幅広く影響緩和措置を講じることで、次年度以降の水稲作付意欲を喚起し、離農の抑制、水田の維持・活用に資することを目的とする。</p>							
事業内容	事業概要または補正の内容	<p>◆米生産農家経営継続支援補助金</p> <p>【対象者】 令和5年度に10a以上の水稲を作付けした者（1,298人 ※見込み） ただし、次年度も作付けする意思を有する者に限る</p> <p>【交付単価】 10aあたり3,500円 （標準的な米農家の生産資材等の高騰分の2分の1相当） （ただし、10a分は自家消費分として控除）</p> <p>【予算】 （歳出） 補助金 19,117千円（3,500円×546.2ha×10=19,117,000円） 交付申請事務にかかる作業委託料 236千円 郵券料 400千円 印刷製本費 143千円</p>							
区分		既決予算（千円）		補正予算（千円）		予算総額（千円）			
事業費		5,087		19,896		24,983			
財源内訳	一般財源	1,292		19,896		21,188			
	国支出金	0		0		0			
	県支出金	3,795		0		3,795			
	地方債	0		0		0			
	その他	0		0		0			

## 実施計画書（補正予算）

事業名		商工振興事業費			単位事業名	デジタルクーポン事業			
まちづくり計画	柱	「公共」_様々な「公共」が地域を豊かにするまち						ページ番号	
	施策	3-1_地域の価値を生かした仕事づくり（価値創造）							
	10年後の数値目標①	新たな雇用創出数	65人/年	10年後の数値目標②	若者が希望を持てる養父市だと思う人の割合	90%			
	個別計画								
	横断的行動指針 (SDGs)	8	働きがいも経済成長も			9	産業と技術革新の基盤をつくろう		
	11	住み続けられるまちづくりを							
実施主体		養父市			担当課	産業環境部 商工観光課			
会計区分		コード	1	一般会計			当初補正区分	補正予算	
予算費目		款	7	商工費		項	1	商工費	
根拠法令等									
事業目的	対象	市内の中小企業者、市民等							
	背景と目的	<p>長引く物価高の影響等により、市内経済並びに市民の生活環境は依然として深刻な状況にある。市内経済並びに市民に向けた消費の底上・下支え支援は急務となっており、全市民に対して市内加盟店舗で使用可能なデジタルクーポンを配布することにより消費の底上げ・下支えを図る。</p>							
事業内容	事業概要または補正の内容	<p>市民1人当たり3,500円のデジタルクーポンを交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加盟事業者 市内に本社、本店を置く事業所、店舗等</li> <li>・交付対象者 基準日からクーポン終了日までに養父市内に住居登録のある者</li> <li>・交付の内容 対象店舗等で利用可能な地域通貨カード 市民1人あたり3,500円分の地域通貨ポイントを付与</li> </ul> <p>【歳出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵券料 768千円（普通郵便@84×9, 141世帯）</li> <li>・委託料 1,000千円（事務費等）</li> <li>・負担金、補助及び交付金 76,447千円（@3,500円×21,842人）</li> <li>※R5.10末 人口 21,542人 9,141世帯（追加発行分約300人）</li> </ul> <p>【歳入】 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国） 78,215千円</p>							
区 分		既決予算額（千円）		補正予算額（千円）		予算総額（千円）			
事業費		117,625		78,215		195,840			
財源内訳	一般財源	6,625		0		6,625			
	国支出金	0		78,215		78,215			
	県支出金	0		0		0			
	地方債	0		0		0			
	その他	111,000		0		111,000			

## 実施計画書（補正予算）

事業名		学校給食管理運営事業費			単位事業名						
まちづくり計画	柱	「市民」_アクティブに自分らしく暮らすまち						ページ番号			
	施策	1-3_学びがあふれる教育環境（教育）									
	10年後の数値目標①	転入者数 630人		10年後の数値目標②	養父市に住み続けたいと思う人の割合 90%						
	個別計画										
	横断的行動指針 (SDGs)	3	すべての人に健康と福祉を			5	ジェンダー平等を実現しよう				
	4	質の高い教育をみんなに			11	住み続けられるまちづくりを					
実施主体		養父市			担当課	教育部 学校給食センター					
会計区分		コード	1	一般会計			当初補正区分	補正予算			
予算費目		款	10	教育費		項	5	保健体育費	目	3	学校給食施設費
根拠法令等		学校給食法、養父市立学校給食センター管理運営規則等									
事業目的	対象	市内公立小中学校、義務教育学校、教職員									
	背景と目的	物価高騰によって市内小中学校等の給食材料費が高騰し、引き続き安定した給食提供を継続するため。									
事業内容	事業概要または補正の内容	<p>市内小中学校、義務教育学校の給食材料費の高騰分を補正するもの。          (積算根拠)          総務省から出ている2020年基準の消費者物価指数では食料品が15%増加。          【当初予算4.5%】 【6月補正牛乳高騰分3%】を差し引いた7.5%分を増額する。(食数対象期間10月から3月分)</p> <p>①小学校児童の給食単価 (255円) 7.5%の消費者物価指数上昇分19.1円×95,460食=1,823,286円          ②中学校生徒の給食単価 (280円) 7.5%の消費者物価指数上昇分21.0円×50,740食=1,065,540円          ③小学校職員の給食単価 (263円) 7.5%の消費者物価指数上昇分19.7円×14,800食=291,560円          ④中学校職員の給食単価 (288円) 7.5%の消費者物価指数上昇分21.6円×8,090食=174,744円          ⑤センター職員の給食単価 (288円) 7.5%の消費者物価指数上昇分21.6円×2,910食=62,856円          合計172,000食 3,417,986円</p>									
	区分	既決予算 (千円)			補正予算 (千円)			予算総額(千円)			
事業費		190,870			3,418			194,288			
財源内訳	一般財源	132,009			3,418			135,427			
	国支出金	2,561			0			2,561			
	県支出金	0			0			0			
	地方債	0			0			0			
	その他	56,300			0			56,300			

## 養父市 記者発表資料（発表・資料配布）

発表日	担当部課（室）名	電話（内線）	発表者職氏名 （担当者職氏名）
12月4日（月）	市民生活部 人権・協働課	079-662-7601	課長 高橋 純子 （主幹 廣瀬 美恵子）

### 「令和5年度養父市輝く女性活躍賞」候補者を募集します

養父市における男女共同参画の促進を目的とし、企業、地域等で日常的に活躍するとともに、価値観やライフスタイルに応じ、自らの希望と選択に基づく働き方により、仕事と生活を充実させている女性を表彰するため、令和4年度に「養父市輝く女性活躍賞」を創設しました。

このたび「令和5年度養父市輝く女性活躍賞」候補者を募集します。

- 対象者 次のどちらにも該当する女性
  - 令和5年3月末において、市内に居住または活動拠点を有し、継続的に3年以上活動している人。
  - 企業・団体等の業務・活動に意欲的に取り組みながら、自らの希望と選択に基づき、仕事と生活を充実させている人。
- 応募方法 団体または企業等による推薦が必要。  
所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、メール、郵送または持参。  
※応募用紙は、市ホームページからダウンロードできます。
- 応募期限 令和5年12月22日（金）
- 評価基準
  - ①固定的性別役割分担意識に捉われることなく、業務・活動に意欲的に取り組むことで、他の模範となるような活躍をしているか。
    - ・地域・関係者などとのネットワーク構築による女性の参画拡大
    - ・人材育成への貢献
    - ・働きやすい職場づくりの促進
    - ・男性の家事・育児・介護への参画の促進
  - ②自らの希望と選択に基づき、仕事と生活の充実が図られているか。
    - ・仕事と子育てや介護などの家庭生活を両立させている
    - ・地域活動に積極的に参加している
- 発表方法 書類審査ののち、審査会の選定に基づき被表彰者を決定し、男女共同参画講演会（令和6年3月16日（土））で表彰式を行う。
- 送付先・問合せ 人権・協働課 079-662-7601

【参考】前回の応募状況 4人

養父市記者発表資料（発表・資料配布）

資料番号

発表日	担当部課（室）名	電話（内線）	発表者職氏名 （担当者職氏名）
12月6日（水）	経営企画部経営総務課	079-662-3161 （1211）	課長 和田 久仁彦 （主幹 南 奈津子）

令和5年12月期末勤勉手当の支給について

下記のとおり、養父市職員の令和5年12月期末勤勉手当の支給について、発表します。

- 【支給率】 特別職（市長、副市長、教育長）2.125月分（前年2.175月分）  
 議員 2.05月分（前年2.05月分）  
 一般職 2.2月分[期末1.2月 勤勉1.0月]  
 （前年2.25月分[期末1.2月 勤勉1.05月]）

【支給日】 令和5年12月8日

【支給額等】

区 分	R 5. 12. 8 支給		R 4. 12. 9 支給		対 前 年			
	人数	支給額(円)	人数	支給額(円)	人 数		支給額	
					比較 (人)	比率 (%)	比較 (円)	比率 (%)
特別職、 一般職	287	211,943,720	291	230,381,879	△4	98.63	△18,438,159	92.00
議 員	16	11,404,287	16	11,590,700	0	100.00	△186,413	98.39
合 計	303	223,348,007	307	241,972,579	△4	98.70	△18,624,572	92.30

※ 支給額は税込み

【期末勤勉手当の主な増減理由】

- 特別職、一般職の支給額が減となっているのは、前年度12月支給では前年人勸による条例改正後の額を支給したが、今回は今年の人勸による条例改正前の支給率で支給するため支給率が減となったこと、退職者数・育休者数等による職員数の減、副市長の任期が令和5年9月27日からのため在職期間の割合による減額がなされたことによる。なお、今年の人勸による条例改正に伴う支給率の増分については後日差額として支給する予定。
- 議員の期末手当の総支給額が減となっているのは、議員辞職に伴う在職期間の割合による減額及び長期欠席による減額措置がなされたためである。

【特別職の手当額】	( ) は前年 12 月 9 日時点の額		
市 長	1,830,262 円	(1,873,327 円)	
副市長	441,787 円	(1,507,275 円)	
教育長	1,367,437 円	(1,399,612 円)	
議 長	969,650 円	(969,650 円)	副議長 766,700 円 (766,700 円)
常任委員長等	721,600 円	(721,600 円)	議 員 699,050 円 (699,050 円)

【一般職の平均手当額】 731,498 円 ( 779,247 円) 医師職を除く

【一般職の平均年齢】 43 歳 5 月 ( 43 歳 4 月)

養父市記者発表資料（発表・資料配布）			資料番号
発表日	担当部課（室）名	電話（内線）	発表者職氏名 （担当者職氏名）
12月8日（金）	市民生活部 大屋地域局	079-669-0120	局長 上村 圭 （主幹 森本 重良）

### 【中止】公民館講座・木彫教室

下記のとおり 11月14日付けでお知らせしていましたが、公民館講座・木彫教室については、中止となりましたのでお知らせします。

<参考>11月14日に発表した資料

---

木彫家の松田一戯さんの指導により、来年の干支「辰」を作る木彫教室を開催します。

- 1 日 程 令和5年12月9日（土）・10日（日）午前10時～午後5時
- 2 講 師 松田一戯氏（木彫家、養父市大屋町和田）
- 3 会 場 木彫展示館創作棟（養父市大屋町大杉 826）
- 4 定 員 15人（定員になり次第締切）
- 5 受講料 5,500円（材料代込）
- 6 受 付 11月21日（火）午前8時30分～